

# 様式 1

## オンライン利用率引上げの基本計画（令和3年4月21日改訂）

省庁名	環境省
対象事業名	産業廃棄物のマニフェスト制度

### 1. 対象手続一覧（一連の流れで必要になる手続、関連性のある手続等も含めて記載）

手続 ID (行政手 続の棚卸 結果)	所管部署名	手続名	手続の種類 (主体⇒受け手)	総手続件数 (令和元年 度)	オンライン 利用率(令 和元年度)	オンライン利 用率目 標※	取組期間 (達成期 限) ※
/	環境再生・資源循環 局廃棄物規制課	電子マニフェストの登録	産業廃棄物排出事 業者、収集運搬業 者及び処分業者⇒ 情報処理センター (公益財団法人日 本廃棄物処理振興 センター)	約5,000万件 (電子マニ フェスト + 紙マニフエ ストの年間 推計使用件 数)	63%	70%	令和4年 度

## 2. 対象事業の概要（事業者目線で End-to-End で記載。別途ポンチ絵を作成）

### <法令上の手続概要>

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）では、事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（管理票交付者）は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量を記載した産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）を交付しなければならない（廃棄物処理法第12条の3第1項）。また、産業廃棄物の運搬を受託した者（運搬受託者）は、当該運搬が終了したときは、管理票に運搬終了日等を記載し、管理票交付者に当該管理票の写しを送付するとともに、処分を委託された者があるときは管理票を回付する（同条第3項）。さらに、産業廃棄物の処分を受託した者（処分受託者）は、当該処分が終了したときは、処分終了日等を記載し、管理票交付者及び回付した者に当該管理票の写しを送付する（同条第4項）。

○これに対し、事業活動に伴い特定の産業廃棄物を多量に生ずる事業場を設置している事業者（電子情報処理組織使用義務者※）が、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、紙マニフェストの交付に代え、電子情報処理組織（以下「電子マニフェスト」という。）を使用して、当該委託に係る種類及び数量等を情報処理センターに登録し（登録することが困難な場合を除く。）、運搬受託者又は処分受託者から電子マニフェストを使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求めなければならない（廃棄物処理法第12条の5第1項）。この場合、紙マニフェストの交付は不要となる。また、電子情報処理組織使用義務者以外であっても、電子マニフェストを使用して、当該委託に係る種類及び数量等を情報処理センターに登録等したときは、紙マニフェストの交付は不要となる（同条第2項）。このとき、運搬受託者又は処分受託者は、産業廃棄物の運搬又は処分が終了したときは、情報処理センターにその旨報告する（同条第3項）。

※令和2年4月から、前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。以下同じ。）の発生量が50トン以上の事業場から特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合は、紙マニフェストの交付ではなく電子マニフェストの登録を行うことが義務化されている。

○情報処理センターは、環境大臣が全国を通じて一個に限り指定することができる（廃棄物処理法第13条の2第1項）、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）が指定されている。

<事業者目線でのEnd-to-Endの電子マニフェストシステムの流れ>

○産業廃棄物の排出事業者、収集運搬業者及び処分業者は、紙マニフェストを交付・回付・送付する代わりに、電子マニフェストを情報処理センターに登録・報告することができる。電子マニフェストシステムの使用を開始するための具体的な作業の流れは以下のとおりであり、完全に電子化されている。

- ・使用を開始するためには、JWセンターのウェブサイトから仮申込みを行うことにより、申込手続用のIDとパスワードがメールで送信される。
- ・ウェブサイトにアクセスして、パスワードを変更し、加入規約に同意した後、事業者の情報等を入力して加入申込みを行う。
- ・加入証はPDFでの発行が基本となり、紙の加入証の郵送を希望する場合は、有料となっている。
- ・加入申込みの翌営業日に加入手続完了メールが送信され、加入者番号（ID）等が通知される。

○電子マニフェストの登録・報告は、全てオンラインで行われる。

○利用料金については、登録を行う場合は年間登録件数に応じた料金区分（基本料と登録1件当たりの使用料から構成）を選択する。報告のみを行う場合は、基本料のみの定額となっている。請求書はPDFで発行され、指定口座への振込み又は指定した支払代行者による支払いが原則となっている。

### 3. 対象事業のオンライン化の状況

○平成10年12月から電子マニフェストシステムが運用されており、上述のとおり、全ての手続がオンラインで完結することになっている。

#### 4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

手続名	・電子マニフェストの登録
各手続の概要	<p><b>【概要】</b></p> <p>事業活動に伴い特定の産業廃棄物を多量に生ずる事業場を設置している事業者（電子情報処理組織使用義務者）が、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、紙マニフェストの交付に代え、電子マニフェストを使用して、当該委託に係る種類及び数量等を情報処理センターに登録し（登録することが困難な場合を除く。）、運搬受託者又は処分受託者から電子マニフェストを使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求めなければならない（廃棄物処理法第12条の5第1項）。この場合、紙マニフェストの交付は不要となる。また、電子情報処理組織使用義務者以外であっても、電子マニフェストを使用して、当該委託に係る種類及び数量等を情報処理センターに登録等したときは、紙マニフェストの交付は不要となる（同条第2項）。このとき、運搬受託者又は処分受託者は、産業廃棄物の運搬又は処分が終了したときは、情報処理センターにその旨報告する（同条第3項）。</p> <p><b>【年間手続件数、オンライン利用率（令和元年度を含む過去5年間）】</b></p> <p>年間手続件数：約5,000万件</p> <p>オンライン利用率（令和元年度を含む過去5年間）：63%（令和元年度）／58%（平成30年度）／53%（平成29年度）／47%（平成28年度）／42%（平成27年度）</p>
オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方	<p><b>【目標】</b></p> <p>オンライン利用率70%（電子マニフェストの登録割合）</p> <p>オンライン利用率=電子マニフェストの年間登録件数／5,000万件</p> <p>※5,000万件は、年間の紙マニフェスト交付枚数と電子マニフェスト登録件数の合計の推計値として、平成24年に設定したもの。なお、当時から現在に至るまで、産業廃棄物排出量は概ね3.8～3.9億トンで横ばいとなっている。</p> <p><b>【達成期限】</b></p>

	令和4年度	
	<b>【目標・期間設定の考え方】</b> 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定）において、電子マニフェストの普及率を2022年度において70%に拡大することを目標に掲げている。	
オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン①	課題	電子マニフェストシステムの使用方法が難しい等の理由で導入に踏み切れていない事業者がいる。
	中間KPI	<b>【目標・達成期限】</b> 令和4年度までに、未加入の事業者向けの説明会及び研修会を計50回開催する。
		<b>【KPIの定義】</b> 導入実務説明会及び操作体験セミナーの開催件数（web形式を含む）
	アクションプランa	<b>【取組内容】</b> 電子マニフェスト導入実務説明会の開催 電子マニフェスト未加入者向けに、webでの電子マニフェスト導入実務説明会を開催する。
		<b>【取組期間】</b> 令和2年度～令和3年度
	アクションプランb	<b>【取組内容】</b> 業種別事例集の策定及び当該業種対象の研修会の開催 業種の特性に応じた産業廃棄物適正処理に係る事例集を作成した上で、当該事例集を活用して当該業種を対象とした研修会を開催することで、業界全体の電子マニフェスト加入の底上げを図る。
		<b>【取組期間】</b> 令和2年度～令和4年度
オンライン利用率を引き上げる上での課題と	課題	排出事業者と処理業者の両者が加入しなければならず、一方の加入のみでは電子マニフェストを使用できない。
	中間KPI	<b>【目標・達成期限】</b> 令和3年度までに、国（14府省庁）、地方公共団体（127都道府県・政令市）及び業界団体（19業種）に

課題解決のためのアクションプラン②		対し、協力依頼及び要請を行う。(計 160 者)
		<p><b>【KPI の定義】</b> 事業者の電子マニフェスト加入の要請の協力依頼及び公共工事での利用促進の要請を行った、①府省庁、②産業廃棄物を所管する地方公共団体、③排出事業者及び産業廃棄物処理業者関連業種の合計数</p>
	アクションプラン a	<p><b>【取組内容】</b>国及び業界団体を通じた排出事業者への要請 加入が進んでいない業種を所管する府省庁や業界団体の協力を得て、当該業種の未加入の排出事業者に対して電子マニフェストへの加入の要請を行う。</p>
		<p><b>【取組期間】</b> 令和 2 年度～令和 4 年度</p>
アクションプラン b		<p><b>【取組内容】</b>地方公共団体及び産業廃棄物関連団体を通じた処理業者への要請 地方公共団体の産業廃棄物部署や産業廃棄物関連団体の協力を得て、未加入の処理業者に対して電子マニフェストへの加入の要請を行う。</p>
		<p><b>【取組期間】</b> 令和 2 年度～令和 4 年度</p>
アクションプラン c		<p><b>【取組内容】</b>国及び地方公共団体への要請 公共工事での電子マニフェストの利用を促進するため、工事を発注する府省庁及び地方公共団体に要請を行う。</p>
		<p><b>【取組期間】</b> 令和 2 年度～令和 4 年度</p>
オンライン利用率を引き上げるまでの課題と	課題	排出事業者が電子マニフェストを導入するメリットが不足している。
	中間 KPI	<p><b>【目標・達成期間】</b> 令和 3 年度までに、行政の保有する業許可取消情報等との照合機能を構築する。</p>
		<p><b>【KPI の定義】</b></p>

課題解決のためのアクションプラン③		行政の保有する業許可取消情報等との照合機能の構築
	アクションプラン a	<p><b>【取組内容】</b> 行政の保有する業許可取消情報等との照合機能の構築</p> <p>環境省の産業廃棄物行政情報システムとデータ連携を行った上で、電子マニフェストシステムに業許可取消情報等との照合機能を構築することで、電子マニフェストシステムへの不適正入力を検出・警告できるようにする。これにより、例えば、許可が取り消された収集運搬業者や処分業者に委託しようとするときに、警告が表示され、排出事業者による適正な処理委託に資する。</p>
		<p><b>【取組期限】</b></p> <p>令和 3 年度</p>
	アクションプラン b	<p><b>【取組内容】</b> 電子マニフェスト使用義務付け範囲の拡大の検討</p> <p>令和 2 年 4 月からの電子マニフェストの一部義務化の施行状況及び各アクションプランに掲げた取組の効果を踏まえ、電子マニフェストの使用義務付け範囲の段階的な拡大について検討する。</p>
		<p><b>【取組期限】</b></p> <p>令和 4 年度中に結論</p>

## 5. スコアカードの作成と公表方法

- スコアカードは様式 2 のとおり。環境省ウェブサイトに掲載し、原則四半期ごとに更新・公表する。

## 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に 1 回 チェックの概要等については公表する）

- 中央環境審議会循環型社会部会において取組の進捗を報告し、排出事業者、処理業者等の利用者目線でのチェックを受ける。

## 7. 基本計画の見直し

- 取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- 第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。